

各務原市空家等対策検討会要綱

(平成30年5月16日決裁)

(設置)

第1条 空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。)の適正管理の推進に関する事項について協議し、及び検討するため、各務原市空家等対策検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等の適正管理の推進について審議すること。
- (2) 特定空家等(法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。次号において同じ。)に該当する可能性の有無について審議すること。
- (3) 特定空家等に対する措置(法第6条第2項第6号に規定する措置をいう。)の実施について審議すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室まちづくり推進課長
- (2) 市長公室防災対策課長
- (3) 企画総務部総務課長
- (4) 市民生活部資産税課長
- (5) 市民生活部環境室環境政策課長
- (6) 都市建設部建設管理課長
- (7) 都市建設部建築指導課長
- (8) 消防本部予防課長
- (9) その他市長が必要と認める課等の長

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、市長公室まちづくり推進課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、都市建設部建築指導課長をもって充て、会長を補佐し、又は代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として非公開とする。

（空家等作業部会）

第6条 検討会は、空家等の適正管理の推進に関する事項について専門的な視点から調査又は検討を行うため、空家等作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - （1）空家等への対応の検討に関すること。
 - （2）空家等の状況調査に関すること。
 - （3）前2号に定めるもののほか、検討会が必要と認めること。
- 3 作業部会の部会員は、次に掲げる職員をもって充てる。
 - （1）委員が属する課等の職員で当該委員が指名するもの
 - （2）前号に定める者のほか、会長が必要と認める課等の職員で当該課等の長が指名するもの
- 4 作業部会において決定した事項は、必要に応じて検討会に報告する。

（庶務）

第7条 検討会及び作業部会の庶務は、市長公室まちづくり推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。